

九都縣市ライトダウン事業業務委託仕様書

1 件名

九都縣市ライトダウン事業

2 履行期限

契約締結の日からライトダウン実施日まで

3 業務概要

本業務の内容は、以下の業務及びこれらに付随する業務とする。

(1) 九都縣市管内の飲食店におけるライトダウンの実施

- ア 実施日 土日を除く平成29年12月1日(金)～12月15日(金)のうち一日
- イ 実施時間 原則、19時～20時の間の1時間
- ウ 実施店舗 東京都、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市内各1店舗以上

(2) 普及啓発物品(コースター)の作成

ア コースターの規格

- (ア) 製作個数 13,000個
- (イ) サイズ等 指定なし
- (ウ) 仕様 耐水性の素材とする(再生品を使用すること)。
- (エ) その他 ・ライトダウン事業の趣旨・目的が反映されたメッセージ性のあるデザインとすること。
 - ・次の文字を入れること。

九都縣市首脳会議

※文字を入れる場所は表面とすること。

※受注者のロゴマーク、会社名等を入れることも可とする。

※コースターの製作にあわせ、デザインの電子データ(PDF形式及びイラストレーター形式等の加工が可能な形式)を作成、納品すること。

イ 校正

校正は2回行うこと。

(3) コースターの配布

ライトダウン当日の実施時間帯に、店舗に来店中又は来店した利用者に先着順でコースターを配布すること。なお、終了した場合は、追加しての他物品等の配布は行わないこと。余りが出た場合は、相模原市環境政策課(以下、「発注者」という。)に引き渡すこと。

(4) ポスターの作成・配布

ア 趣旨・目的

住民・事業者に対してライトダウンの実施を呼び掛けると共に省エネ型ライフスタイルを改めて考え直してもらおうきっかけとするため、公共施設及びライトダウン実施店舗でポスターを掲示するもの。

イ 作成上の留意点

- (ア) 特定の企業イメージを強調するデザインは避けること。
- (イ) 色合いは、公の行政機関としてふさわしいものとする。
- (ウ) 色彩はフルカラーとするが、白黒印刷で使用することも想定したデザインとすること。
- (エ) 写真や画像等を利用する場合には、著作権等に留意すること。

ウ ポスターの梱包及び発注者が指定する場所への発送

作成したポスターは、発注者が指定する部数及び発注者が指定する送付状を封筒等に封入し、宛名ラベルを貼付し、封筒等の裏面に発送元を記載の上、以下のとおり発送すること。
なお、一部発送先については、帯止めにより梱包した上で、封筒等に封入するものとする。

エ 校正

校正は2回行うこと

オ その他

九都県市ホームページからポスターデザインの電子データをダウンロードし、プリンタ等から出力することが可能なこと（PDF形式での電子データを納品すること）。

カ 発送箇所 1, 480か所

※発送エリアは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内とする。

※発送箇所数は上限であり、実際の発送箇所数は変更となることに留意すること。

※発送箇所への各発送枚数については、発注者が指定する。発送部数及び発送箇所リストは、別途受注者に提示することとする。

※発送しなかった残部については、発注者へ送付することとする。

<参考：作成及び郵送先予定数>

	箇所数	配布部数
埼玉県	60	160
千葉県	60	240
東京都	220	2,240
神奈川県	210	2,100
横浜市	220	420
川崎市	210	370
千葉市	180	380
さいたま市	120	280
相模原市	200	370
合計	1,480	6,560

キ 発送方法

発注者と協議のうえ決定する（宅配便・DM便等は使用可能とする）。発送した際の受領印は不要とする。

発送箇所への各発送枚数により、適宜、封筒・つつ・段ボール等へ封入して発送することとする。なお、ポスターを折り曲げて封入する際には、4つ折りまで可能とする。

ク 発送期限

ライトダウン実施日の1ヶ月前までとする。

ケ 発送元の記載

ポスターを封入した封筒等の裏面には、次のとおり発送元を記載すること。

九都県市首脳会議環境問題対策委員会 地球温暖化対策特別部会
【事務局】神奈川県相模原市中央区中央2-11-15
相模原市環境経済局環境共生部環境政策課
(電話) 042-769-8240

コ 送付状の同封

ポスターに同封して送付する送付状については、別途発注者が電子データにて支給するものを受注者において印刷し、使用すること。

発送箇所別に、発注者が指定する送付状を同封した上で、送付すること。

サ その他

梱包用資材（封筒・つつ・段ボール等）、宛名ラベル、送付状用紙、送付状等印刷、梱包作業、折り作業に係る経費、ポスターの保管費用については、委託内容に含まれるものとする。

4 成果品の提出

- (1) コースター及びポスターのサンプル品 1枚ずつ
- (2) 上記(1)の情報を記憶した電子データCD-R 1枚

5 成果品の帰属

前項の成果品の所有権は、履行完了後九都県市環境問題対策委員会地球温暖化対策特別部会に帰属する。

コースター及びポスターに関する著作権等（著作権法第27条に定める翻訳権、翻案権及び著作権法第28条に定める二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む、現在及び将来において受注者が有する著作権法上の一切の権利及びその他一切の知的財産権。）は、業務遂行前に発注者が既に保有するものを除き、すべて受注者に帰属する。

6 守秘義務

- (1) 発注者及び受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。
- (2) 受注者は、委託業務の履行にあたって個人情報を取り扱ってはならない。個人情報を取り扱うことが想定される業務がある場合は、あらかじめ発注者に対し該当する業務内容を報告し、発注者は、報告された内容を精査し、個人情報を取り扱うことが想定される業務または当該業務の一部について履行責任を負うものとする。

7 環境配慮事項

受注者は、この契約による業務を行うにあたり、発注者の取り組む環境方針に基づき、次のとおり努めなければならない。

- (1) 「相模原市環境方針」（別添1）の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギー、廃棄物の削減に取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守するものとする。
- (2) 発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用するものとする。
- (3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めるものとする。
- (4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連法令等を遵守し、適正に処理するものとする。

8 相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除

発注者及び受注者は、この契約による業務からの暴力団排除について、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。）に従い、別添2に掲げる必要な措置を講じなければならない。

9 その他

この仕様に定めのない事項については、発注者と受託者とが協議し、定めるものとする。

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市 ―市民と築く持続可能な環境共生都市―」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組み目標を設定し、継続的改善を推進します。

- 1 「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。
- 2 地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進及び資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

平成27年4月1日

相模原市長

【相模原市環境基本条例 基本理念】

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。

相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除について

平成24年1月1日より相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり契約条件を定めます。

なお、対象となる契約は平成24年1月1日以降に契約するものです。

（暴力団排除に係る落札決定の取り消し）

- 1 落札決定後、契約締結までの間に、当該落札決定の通知を受けた者（以下「落札者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札決定を取り消し、この契約を締結しないこととする。この場合において、取り消しにより落札者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - （1）落札者が個人である場合には、その者が、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は同条第5号に規定する法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）と認められるとき。
 - （2）落札者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - （3）落札者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - （4）落札者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は落札者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

（暴力団排除に係る契約の解除）

- 2 発注者は、契約後、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - （1）受注者が個人である場合には、その者が、暴力団員等と認められるとき、又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - （2）受注者が、県条例第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - （3）受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - （4）受注者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 3 2の規定により発注者がこの契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 2の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって3の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 5 受注者は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 6 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 7 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 8 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。